（国立公園における利用拠点整備改善計画の記載事項）

第九条の四　利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2　法第十六条の三第二項第八号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　利用拠点整備改善計画の名称

二　利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三　利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四　法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五　法第三十三条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六　その他参考となるべき事項

（国立公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第九条の五　法第十六条の三第六項（法第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（国立公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第九条の六　法第十六条の四第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二　利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三　利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四　第三条各号に掲げる変更

五　計画期間の変更

六　前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が法第十六条の三第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

（国定公園における協議会の公表）

第九条の七　第九条の二の規定は、法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第九条の二第一項第一号中「法第十六条の二第一項に規定する協議会をいう。第九条の四及び九条の六において同じ」とあるのは「法第十六条の七第一項に規定する協議会をいう。第九条の九及び第九条の十一において同じ」と読み替えるものとする。

（国定公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第九条の八　法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、様式第二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）